

令和3年度	<b>業 務 委 託 設 計 書</b>			
業 務 名	令和3年度伊賀市島ヶ原行政サービス巡回車運行管理業務委託			
履 行 場 所	伊賀市島ヶ原地内			
委 託 料	¥			
履 行 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	設 計		
業 務 の 概 要		設 計		検 算
		業 種	その他業務 (運送・運搬)	業種コード
<p>運行路線 山菅・不見上線（1路線）1日8便</p> <p>行政サービス巡回車の運行管理（年間）</p> <p>行政サービス巡回車の運転（242日）、運転手の採用・教育・労務管理</p> <p>車両の整備、修理全般</p> <p>燃料油脂類の購入、給油及び交換</p> <p>事故処理に関すること</p> <p>自動車保険（任意保険）に関すること</p> <p>乗車運賃の徴収に関すること</p> <p>その他車両の管理・整備に関すること</p> <p>車検時における重量税・自賠責保険料は委託者が負担する</p>		委託価格 ¥		
		税（官積） ¥		

	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	島ヶ原行政サービス巡回車運行管理業務						
1	人件費	乗務員賃金、社会保険料等	12	月			
2	燃料費	燃料及び油脂費等	4,509	ℓ			年間走行距離 約25,700km ガソリン
3	整備費	定期点検(3カ月毎)、車検整備、消耗品等の修理・交換	1	式			車両1台分
4	自動車保険料(任意保険)	対人対物、人身傷害補償、搭乗者傷害、無保険車傷害、車両保険	1	台			
5	その他管理費		1	式			
	計						

# 伊賀市島ヶ原行政サービス巡回車運行管理業務委託仕様書

## 1. 目的

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、自家用自動車による乗合旅客運送を行うことにより、地域の生活交通手段の確保と住民福祉の向上に資することを目的とする。

## 2. 業務内容

### ①行政サービス巡回車の運行管理

- ・旅客自動車運送事業の運行管理者の資格を有するものが運行管理を行うこと。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2の規定に準じ、運転基準図の作成、運行表の作成等運行に必要な運行管理を行うこと。
- ・受託者は、本業務委託契約の締結後から業務開始前までに、本業務にあたる運行管理者の資格証の写しを委託者に提出すること。

### ②車両の運転

- ・運転者の採用・教育及び労務管理業務
- ・運転者に対し、運行する道路の状況、気象条件等安全な運行を確保するため必要な事項について適切な指導を行うこと。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第21条の規定に準じ、運転者の勤務時間に関する基準を満たすため、十分な数の運転者を確保すること。
- ・運転者については、大型（中型8t限定解除を含む）免許取得者のうち道路運送法施行規則第51条の16第1項の要件を備えている者とする。
- ・受託者は、本業務委託契約の締結後から業務開始前までに、本業務にあたる乗務員全員の運転免許証の写し（両面）を委託者に提出すること。

### ③車両の整備（車検整備、定期整備を含む）、修理全般

- i) 事業用自動車に必要なとされる点検整備を実施し、各月の業務完了後乗務記録及び日常点検表の写しを委託者に提出し検収を受けるものとする。
- ii) 通常点検、修理及び車検を含む定期点検時の業務範囲は次のとおりとする。
  - ・日常仕様点検
  - ・洗車、清掃、ワックスがけ
  - ・エンジン及び下廻りスチーム洗浄（車検時のみ）
  - ・下廻り防錆黒塗り塗装（車検時のみ）
  - ・定期点検時及び車検時のそれぞれの指定項目点検、調整及び清掃
  - ・車検時の完成検査
  - ・車検に要する費用の支払い（手数料：印紙含む、整備費）
  - ・エアークリーナーエレメント交換
  - ・スパークプラグ交換
  - ・ディスクブレーキキャリパー分解、点検及び清掃
  - ・ディスクブレーキパッド交換

- ・ホイールシリンダーカップ交換
  - ・ブレーキライニング交換
  - ・ブレーキオイル、オートマチックオイル及びエンジンオイルの補給及び交換
  - ・オイルエレメント交換
  - ・ワイパーブレードゴム交換
  - ・ウォッシャー液補給
  - ・ファンベルト交換
  - ・電球交換
  - ・タイヤ交換（入替、バランス調整、廃タイヤ引取り含む）
  - ・バッテリー交換（液補充含む）
  - ・冬用装備（スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等）
- iii) 次の各本体の修理及び交換に要する費用は委託者の負担とし、次の各本体の修理及び交換以外に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- ・エンジン本体
  - ・インジェクションポンプ本体
  - ・エンジンコントロールユニット（コンピューター）本体
  - ・オートマチックトランスミッション本体（コンピューターユニットを含む）
  - ・ディファレンシャル本体
  - ・ステアリングギアボックス本体
  - ・エアコンディショナーの主要機構本体（エバポレーター・コンデンサー・駆動用エンジン・コンプレッサー）
  - ・エアコンプレッサー本体
  - ・燃料式ヒーター本体
  - ・ラジエーター本体
  - ・ブレーキのアクチュエーター本体
  - ・スライドドア及びオートスライドドアモーター本体
  - ・オートスライドステップ本体
  - ・腐食による車体の損傷等
  - ・発電用エンジン及び関連部分
  - ・クラッチディスク・プレッシャープレート・フライホイール
  - ・足廻り（ベローズ及び各種ラバー）交換
  - ・車検時の重量税及び自賠責保険料
- ④燃料油脂類の購入、給油及び交換
- ⑤不測の事態に関すること
- i) 連絡体制に関すること
- ・受託者は、契約締結後、通常時・緊急及び災害時の連絡体制等を書面にて委託者に通知すること。
  - ・受託者は、緊急時に連絡がとれるよう乗務員に携帯電話等の通信機器を常備すること。

ii) 事故処理に関すること

- ・乗務員は事故等があった場合又は使用車両を損傷した場合、警察に届けるほか臨機の処置をとり、速やかに委託者に連絡しその指示を受けること。
- ・事故の際の交渉、補償、修理に係る一切の手續及び対応（搭乗者対応を含む）を受託者においてとること。
- ・受託者は顛末及び再発防止策について、書面により委託者に報告すること。

iii) その他不測の事態への対応に関すること

- ・乗務員は、運行中に自然災害、道路障害、事件事故、車両故障、その他やむを得ない事由により運行に支障が生じ又は生じる恐れがある場合、直ちに乗員の安全を確保する措置をとり、速やかに委託者に報告すること。
- ・受託者は、乗務員の事故その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ又は生じる恐れがある時は、直ちに現場状況等の確認をすると共に、速やかに委託者に連絡し、必要に応じ代替乗務員を配置するなど適切な処置をとること。

⑥自動車保険（任意保険）に関すること

- ・受託者は、本業務の履行にあたり使用する車両全てについて、次の保障基準以上の自動車保険（任意保険）に加入し、加入を証明できる書面の写しを契約時及び更新時に委託者へ提出すること。

対人保険 無制限

対物保険 無制限

人身傷害補償保険 1名あたり 5,000 万円

搭乗者傷害保険 1名あたり 1,000 万円かつ1事故につき 1億 2,000 万円

無保険車傷害保険 1名あたり 2億円

車両保険

⑦乗車運賃の徴収及び業務報告等に関すること

- ・受託者は、毎月の乗務員運転予定名簿を月初までに委託者に提出すること。
- ・乗務員は、伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成 16 年 11 月 1 日条例第 22 号）第 4 条に定める乗車運賃を乗客より徴収すること。
- ・乗務員は所定の運行日誌、乗車実績等を記録し、一日の業務完了後、徴収した運賃と共に委託者に提出すること。
- ・委託者は受託者に対し、本業務の処理状況について随時調査し必要な報告を求めると共に、本業務の実施について必要な指示を行うことができるものとする。

3. 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

4. 業務の実施場所

伊賀市島ヶ原支所管内

## 5. 運行路線

- ・山菅・不見上線
- ・詳細については、別紙路線図及び時刻表のとおり
- ・自然災害や道路工事等による臨時の迂回、運行時間等の変更又は運行中止等については、原則として委託料の変更は行なわない。

## 6. 運行車両（1台）

- ・次の市有車両を使用し運行する。  
三重301 と 6891  
(トヨタ10人乗・ハイエース 平成23年9月登録)
- ・乗務員は、委託者が指定する車庫に使用車両を格納すること。

## 7. 運行日 《令和3年度 242日間》

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの土曜、日曜、  
祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く平日とする。

## 8. 運行便数

《令和3年4月～令和4年3月 1日8便》

## 9. 運行走行距離

《令和3年4月～令和4年3月 1日8便》  
1日当たり約106.3km

## 10. 管理時間

《令和3年4月1日～令和4年3月31日》  
午前6時45分～午後6時45分

## 11. 委託料の支払方法

毎月末日締め、翌月支払いとする。

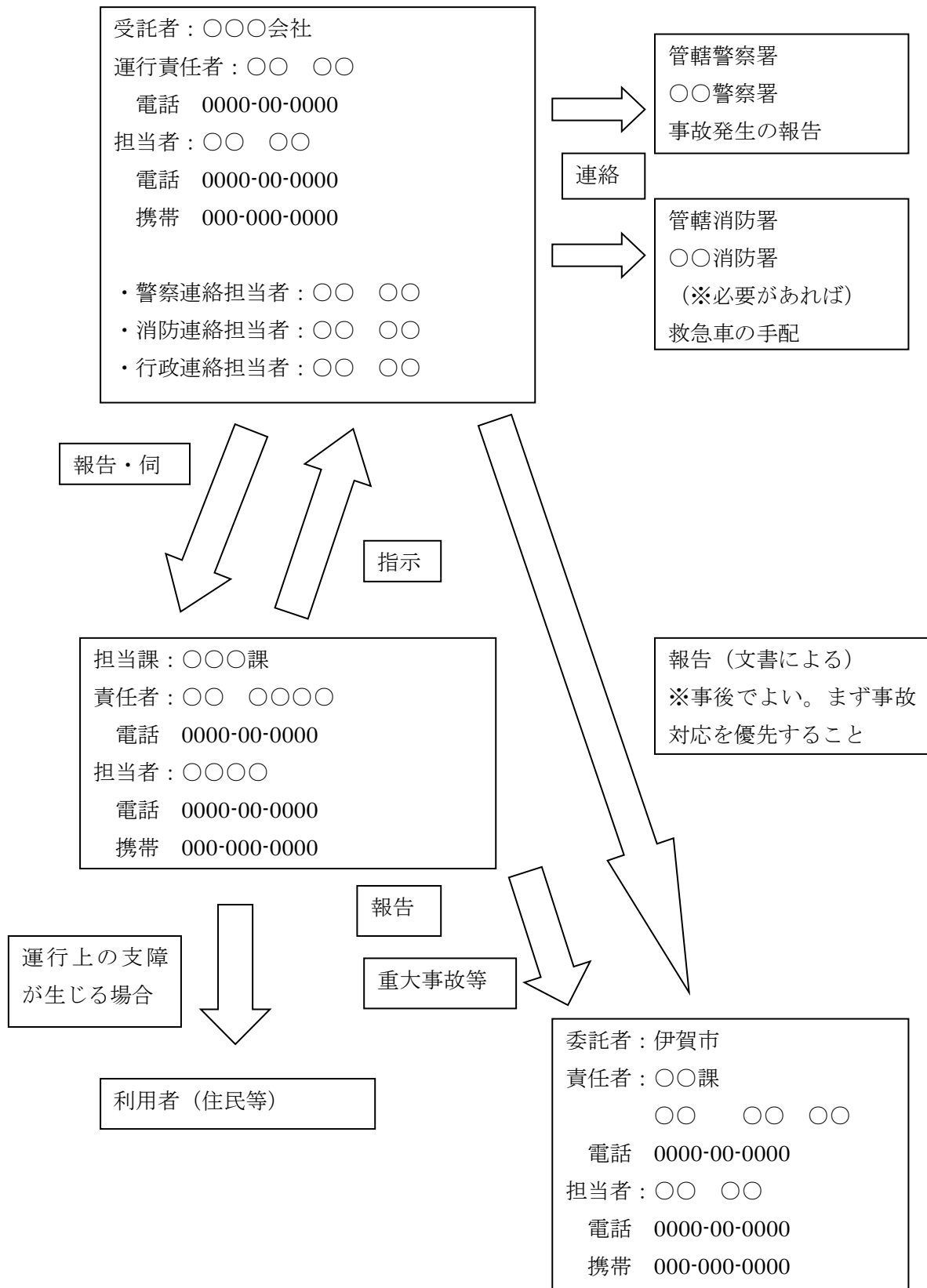
## 12. その他

- ・安全運転研修を定期的実施すること。
- ・受託者は、事前に業務内容を把握し、年度当初からの本業務に支障のないよう準備すること。
- ・一般的な路線バスと同様、事前許可を受けた内容による定時・定路線の運行を遵守すること。
- ・運行にあたって、高齢者や通学の児童・生徒が主な乗客になると見込まれるので、乗客に応じた対応に配慮するよう指導すること。特に、他公共交通機関との乗り継ぎには注意を払うこと。

- ・委託期間途中で他の公共交通機関の改正、委託者の施策等により運行内容に変更が生じた場合、委託内容及び委託料については協議の上で受託者は委託者の指示に従うものとする。
- ・その他契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者の双方が誠意を持って協議の上定めるものとする。

以上

# 事故発生時等の緊急連絡体制図







## 行政サービス巡回バス 運行時刻表

第1便		JR		三交バス	
島ヶ原支所前	7:07	上り	下り	中矢行	上野行
山菅東	7:14				
山菅クラブ	7:16				
山菅西	7:18				
山菅クラブ	7:20				
島ヶ原駅	7:29		7:40		
不見上管理事務所	7:35	児童・生徒優先			
島ヶ原駅	7:41				
不見上北	7:48				
不見上管理事務所	7:50				
島ヶ原駅	7:56	8:04	8:04		
島ヶ原支所前	7:58				

## 行政サービス巡回バス 運行時刻表

第2便		JR		三交バス	
島ヶ原支所前	9:21	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原駅	9:23	8:42	9:03		
不見上北	9:31				
不見上管理事務所	9:33				
山菅東	9:41				
山菅クラブ	9:42				
山菅西	9:44				
山菅クラブ	9:46				
島ヶ原駅	9:55	10:03	10:03	10:06	10:40
島ヶ原駅	10:05				
農協前	10:07				
郵便局前	10:09				
老人福祉センター	10:12				
島ヶ原支所前	10:17				

## 行政サービス巡回バス 運行時刻表

第3便		JR		三交バス	
島ヶ原支所前	11:15	上り	下り	中矢行	上野行
老人福祉センター	11:22				
郵便局前	11:25				
農協前	11:27				
島ヶ原駅	11:29				
島ヶ原駅	11:30	11:08	11:09		
不見上北	11:37				
不見上管理事務所	11:39				
山菅東	11:45				
山菅クラブ	11:47				
山菅西	11:49				
山菅クラブ	11:51				
島ヶ原駅	12:00	12:09	12:10		12:50
島ヶ原支所前	12:02				12:51

## 行政サービス巡回バス 運行時刻表

第4便		JR		三交バス	
島ヶ原支所前	12:15	上り	下り	中矢行	上野行
老人福祉センター	12:22				
郵便局前	12:25				
農協前	12:27				
島ヶ原駅	12:29				
島ヶ原駅	12:30	12:09	12:10		
不見上北	12:37				
不見上管理事務所	12:39				
山菅東	12:45				
山菅クラブ	12:47				
山菅西	12:49				
山菅クラブ	12:51				
島ヶ原駅	13:00	13:09	13:10		
島ヶ原支所前	13:02				

## 行政サービス巡回バス 運行時刻表

第5便		JR		三交バス	
島ヶ原支所前	14:40	上り	下り	中矢行	上野行
学校	14:50				
島ヶ原駅	14:54	14:09	14:10		
不見上北	15:01				
不見上管理事務所	15:03				
山菅東	15:09				
山菅クラブ	15:11				
山菅西	15:13				
山菅クラブ	15:15				
島ヶ原駅	15:24	16:09	16:10		
島ヶ原支所前	15:26				

## 行政サービス巡回バス 運行時刻表

第6便		JR		三交バス	
島ヶ原支所前	16:00	上り	下り	中矢行	上野行
学校	16:10				
島ヶ原駅	16:14	16:09	16:10		
不見上北	16:21				
不見上管理事務所	16:23				
山菅東	16:29				
山菅クラブ	16:31				
山菅西	16:33				
山菅クラブ	16:35				
島ヶ原駅	16:44	16:45	17:02	16:51	
島ヶ原支所前	16:46			16:52	

## 行政サービス巡回バス 運行時刻表

第7便		JR		三交バス	
島ヶ原支所前	16:46	上り	下り	中矢行	上野行
学校	16:56				
島ヶ原駅	17:00	17:12	17:02		
島ヶ原駅	17:03				
不見上北	17:10				
不見上管理事務所	17:12				
山菅東	17:18				
山菅クラブ	17:20				
山菅西	17:22				
島ヶ原駅	17:30	17:39	17:39		17:30

## 行政サービス巡回バス 運行時刻表

第8便		JR		三交バス	
夏季 4/1~10/31		上り	下り	中矢行	上野行
学校	17:35発				
冬季 11/1~3/31					
島ヶ原駅	17:40	17:39	17:39		
不見上北	17:47				
不見上管理事務所	17:49				
山菅東	17:55				
山菅クラブ	17:57				
山菅西	17:59				
島ヶ原駅	18:08	18:15	18:15		18:48
島ヶ原支所前	18:10				18:49